

9 障害のある方を対象とした会計年度任用職員の募集に関する説明会

- (1) 日時：令和6年10月9日(水曜日)午後(1時間30分程度を予定)
(2) 場所：世田谷区世田谷4-21-27世田谷区役所(申込時に集合場所をご案内します。)
(3) 参加方法：参加を希望する場合は、令和6年10月7日(月曜日)までに「10 提出先・問合わせ先」に氏名 連絡先(電話番号又はファックス番号) 参加を希望する人数(障害のある方及び付添の方1名の合計2名まで)を電話またはファックスにてお知らせください。
(4) その他
説明会の参加の有無については、選考結果には影響しません。
定員を超えた場合は、参加をお断りする場合があります。

10 提出先・問合わせ先

世田谷区 総務部 人事課 人事係(区役所東棟5階501番窓口)
〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 電話：5432-2104(直通)
ファックス：5432-3009

【地方公務員法第16条(欠格条項)】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません(心神耗弱を原因とするもの以外)

しょうがい かた たいしょう
障害のある方を対象とした

せたがやくじむしょくたくいんぼしゅうあんない
世田谷区事務嘱託員募集案内

1 職務内容

一般事務(庁内における文書などの集配・運搬・仕分け、文書のPDFデータ化、消耗品の補充、事務など 軽易なOA機器操作、庶務事務など 庁内における事務、印刷室における印刷物の作成・仕分け・運搬)

2 勤務場所

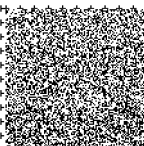
区役所本庁舎内事務室(東京都世田谷区世田谷4-21-27)など
総合支所内事務室などでの勤務となる場合があります。
任用期間の途中又は再度任用時に、勤務場所が変更となる場合があります。

3 応募資格

次の(1)から(3)までのいずれかの応募資格に該当する方。ただし、地方公務員法等で選考を受けることができないとされている方(4ページ参照)は応募できません。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方
(2) 療育手帳の交付を受けている方()又は児童相談所などにより知的障害者であると判定された方
療育手帳の名称は、交付している地方公共団体により異なる場合があります。例えば、東京都が交付している療育手帳については「愛の手帳」という名称が付されています。
(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
交付申請中の場合は応募できません。応募資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

第2次選考当日に手帳等を確認します。また、その後採用までの間に手帳等の提示を求められます。採用された後も、障害者雇用状況調査のため手帳等の提示を求められます。



4 募集人数

若干名

5 勤務条件

職名	事務嘱託員(障害)A	事務嘱託員(障害)C
任用期間	令和7年1月1日から令和7年3月31日まで 勤務実績を考慮し、能力実証を行った上で、再度の任用をする制度があります。	
勤務日数	つきにち 月16日	月にち 月16日
勤務時間	にちじかん 1日7時間 午前9時から午後5時まで (うち休憩時間1時間あり)	にちじかん 1日3時間 午前9時から正午まで 午後2時から午後5時まで
	勤務場所によっては、上記以外の時間帯となる場合があります。 原則として超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合は、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。	
報酬	ほうしゅうげつがく 報酬月額 162,022円 (令和6年度現在。地域手当相当分含む。)	ほうしゅうげつがく 報酬月額 69,438円 (予定。地域手当相当分含む。)
	きまつ きんべんてあて 期末・勤勉手当 再度任用され、一定の要件を満たす場合は、期末・勤勉手当の支給があります。交通費別途支給	
社会保険等	けんこうほけん とうきょうとしょくいんきょうざいきみあい 健康保険(東京都職員共済組合)、 こうせいねんきんほけん こやうほけん てきやう 厚生年金保険、雇用保険の適用があります。	てきやう 適用がありません。
公務災害補償等	こうむさいがいほしょうとう てきやう 公務災害補償等が適用となります。	
休日	げんそく どようび にちようび しゅくじつ 原則、土曜日・日曜日・祝日	
休暇	ねんじゆうきゆうきゆうか たじょうれいとう きてい きゆうかとう せいど 年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。	
身分	ちほうこうむいんほうだい じょう だい こうだい ごう もと いっぱんしょく ひじょうきんしよくいん かいけい 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員(会計 ねんどのんようしょくいん 年度任用職員)	
その他	ちほうこうむいんほうじょう ふくむ かん きてい てきやう いはん ばあい ちやうがい 地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合には懲戒 しよばんとう たいしやう 処分等の対象となります。 きんむばしよ げんそく しきちないきんえん 勤務場所は、原則として敷地内禁煙です。	

6 選考方法

第1次選考 書類選考

第2次選考 面接及び実技(業務遂行に必要な作業)

令和6年11月16日(土曜日)予定

7 選考結果

第1次選考結果は、合否に関わらず全員の方に郵送します。

令和6年11月8日(金曜日)を過ぎても結果通知が届かない場合は、お問い合わせください。

8 申込方法

次のとおり、申込書等を世田谷区総務部人事課人事係へ提出してください。申し込みに当たっては、「事務嘱託員(障害)A」と「事務嘱託員(障害)C」どちらに申し込むかを必ず記載してください。(両方申し込むことは可能ですが、実際に勤務ができるのは一方のみです。)

またご提出いただいた申込書等の返却はできませんので、予めご了承ください。

(1) 用紙記載による方法

およびの書類を下記申込期間中に人事課人事係(区役所東棟5階501番窓口)へ提出してください。

『障害のある方を対象とした世田谷区事務嘱託員採用選考申込書兼履歴書』

裏面の応募の動機、抱負は、原則として申込者本人が自筆してください。自筆が難しく、他の方が代筆した場合は、その旨を記載してください。ただし、署名欄については、必ず申込者本人が自筆してください。

『世田谷区における勤務経歴等確認票』

【申込期間】

郵送申込：令和6年10月1日(火曜日)～10月15日(火曜日)【必着】

封筒に朱書きで「採用選考申込(事務嘱託員1月1日採用)」と記載してください。

持参申込：上記郵送申込期間の月曜日から金曜日まで 午前8時30分～午後5時

(2) インターネットによる方法

区のホームページ「オンライン手続き・サービス」内の「オンライン手続き」から手続きしてください。

【申込期間】

令和6年10月1日(火曜日)～10月15日(火曜日)(午後5時まで受信有効)

期間中に正常に受信したものを有効とし、採用選考の申し込みを完了した旨を記載したメールを送信します。このメールが届かない場合は、受付期間中に必ず人事課人事係へお問い合わせください。

申し込み時に顔写真の電子ファイルを添付しなかった場合は、必ず郵便にて別送または、窓口まで持参してください(は10月15日(火曜日)必着、は10月15日(火曜日)午後5時まで)。別送の場合は写真の裏面に氏名、到達番号(申し込み受付後に送信されるメールに記載)を忘れずにご記入ください。